

贈与等報告書閲覧について

20240327 評基第 016 号

令和 6 年 3 月 27 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

(目的)

- 1 本要領は、国家公務員倫理規程の運用に関する要領（人事一法 B－倫理運用）第 7 条に基づき、国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）第 13 条に規定する贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(閲覧手続)

- 2 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとする。

(閲覧請求)

- 3 閲覧者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が公開する贈与等報告書閲覧申請受付メールアドレス宛てに氏名、住所、電話番号、メールアドレス、閲覧を希望する報告書の対象期間等を記載したメールを送信することで、閲覧請求を行うものとする。

(インターネットを利用した閲覧の方法)

- 4 報告書は、機構企画管理部人事企画課の職員（以下「担当職員」という。）が PDF ファイル形式で報告書の写しを作成し、メールにより閲覧者に提供することで閲覧に供するものとする。
- 5 閲覧者は以下の点に留意するものとする。
 - 一 インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及びメールアドレスを持ち、PDF ファイルの受信ができることを前提とする。
 - 二 閲覧請求の内容に不備が確認された場合は、贈与等報告書閲覧請求フォーム画面に入力された連絡先に照会を行った上で閲覧に供する。

(来所による閲覧)

- 6 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合は、以下の手続により閲覧に供する。
 - 一 閲覧場所
報告書の閲覧場所は、機構本所内とする。

二 閲覧日及び閲覧時間

報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に規定する年末年始の休日及び機構の創立記念日（5月1日）を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

三 報告書の持ち出し禁止

報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

四 報告書の取扱い上の注意

報告書は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

五 閲覧手続・方法

閲覧者は、贈与等報告書閲覧者記録簿（別紙様式）に氏名、住所、電話番号、閲覧を希望する報告書の対象期間及び閲覧日を記入し、担当職員から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、速やかに返却するものとする。

（閲覧情報の利用制限）

- 7 閲覧者は、国家公務員倫理法第一条に定める目的の範囲内で閲覧情報を利用するものとし、不正利用（事実誤認をさせるような不当な情報の加工、流用、二次利用又は違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれのある不適切な利用等）を行わないこと。

（違反時の閲覧中止）

- 8 担当職員は、この定めに違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

贈与等報告書閲覧者記録簿

独立行政法人製品評価技術基盤機構

氏名	住所	電話番号	閲覧対象 期間	閲覧日	返却確認（担 当者記入欄）